

○ 平成二十八年総務省告示第百五号（電気通信事業法第十二条の二第四項第一号ニの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
一 六 （略）	U Q コ ミ ユ ニ ケ ー シ ョ ンズ 株 式 会 社 及 び W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株 式 会 社 が 設 置 す る 第 一 項 か ら 第 六 項 ま で に 揭 げ る 電 气 通 信 設 备	W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株 式 会 社 が 設 置 す る 第 一 項 か ら 第 六 項 ま で に 揭 げ る 電 气 通 信 設 备
一 六 （略）		